

令和3年度 四館合同事業について

これまで児童館は合同事業の一つとして、市の子どもの権利に関する条例が制定されたことをきっかけに、その条文にもある「子どもたちの意見表明」を趣旨とし、子どもたちが企画から運営まで主体的にかかわるイベントを行ってきました。

現在「じどうかんフェスティバル」となっているイベントは、コロナ禍となった令和2年度、多くの子どもたちが一堂に会することが感染対策上でも困難になったために中止としました。ですが「子どもたちの主体的なかかわり」という部分だけは残したいという思いから、子どもたちと考えた謎解きゲームをオンラインで子どもたちに発信する、という初めての試みを実施しました。

令和3年度に入り、4月当初から感染対策等が前年度と変わらない状況から、前年度の事業を踏襲する形で新たな事業に取り組みました。結果は以下のとおりです。

1 児童館謎解きウォークラリー ～キク・ゲイツの逆襲～

- (1) 日 時 令和3年8月2日（月）から30日（月）
- (2) 内 容 各児童館で子どもたちが考えた謎解きクイズをインターネット上で公開、その回答を持って市内児童館四館を順に巡るスタンプラリー。前回同様に電脳世界の王が子どもたちに挑戦する、というサブストーリーを考えた。開催期間中に四館から出された問いをすべて回答でき、さらに児童館で新たに出されたゲームをクリアできると、9月の最終決戦に参加できる。
- (3) 参加人数 30人（クリアした人数23人）
- (4) 子ども会議

児童館ごとに子どもたちと相談して謎解きの問題やゲーム、ネット上での見せ方を考えた。

- ①会議期間 6月から9月までの夏休み期間を除く各週水曜日（反省会を含む）
- ②参加者数 四館のべ201人

2 ウォークラリー最終決戦

- (1) 日 時 令和3年9月19日(日) 午後1時30分から午後4時まで
- (2) 場 所 市総合体育館小体育室
- (3) 内 容 「児童館謎解きウォークラリー」をクリアした60人を対象に行ったイベント。密を避けるため20人ずつ時間をずらして3部構成で実施。これまで映像でしか登場しなかった、職員扮した「キク・ゲイツ」を前に、「彼」から次々と出される課題(ゲーム)をクリアし、最終的にボールをあてて倒す、という設定で行った。当日は各児童館で子ども会議に参加していた子どもたちもスタッフとして別途参加した。
- (4) 参加者数 一般21人 子どもスタッフ15人 ボランティア4人

密を防ぐという意味で「オンライン」「各自で行動する」というやり方を最良と考えました。謎解きも小学生の間では流行っていたので、子ども会議はそれなりに活発に進みました。しかし、市内のすべての小・中学生対象とした中での30人という参加者数は、予想と期待を大きく下回ったと言えます。

広報としては、他の事業同様に市内小中学校への全員へのたよりの配布を中心にしたので、周知はされていたし、大人からもおもしろい問題が揃ったと感じました。やはり原因は、小学生では1人でネットを立ち上げて操作できる子どもが少なかったことや、猛暑の中で市内を巡らなくてはならなかったこと、などが担当職員からあげられました。

ですが、はっきりしたのは、最終決戦で見られた、仲間同士でゲームで盛り上がる子どもたちの楽しそうに生き活きた表情を見たときでした。

やはり、イベントとはみんなで楽しむべきもの、という結果になったと言えます。

★やくそく

- 車に気をつけて
- 交通ルールを守ってまわろう!
- 熱中症に気をつけてね!
(水分補給してね)
- 低学年はおうちの人と一緒にまわろう!

保護者の皆さま

ウォークラリーをすべてクリアすると、9月19日(日)に小金井市総合体育館で行われる最終決戦に参加することができます。(先着30名)

すべての児童館をまわり終える前に、下記のどちらかに〇をつけて、サイン欄にサインをお願いします。

9月19日(日)の最終決戦に

参加する 参加しない

保護者サイン欄→

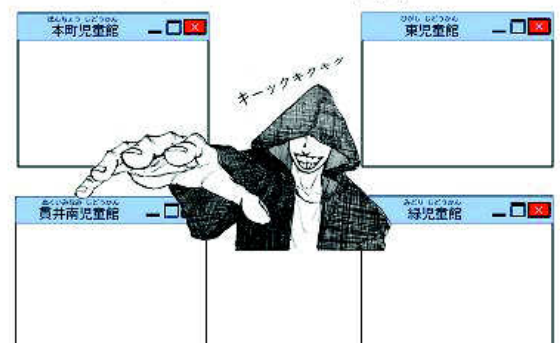
小金井市児童館四館合同行事
し どう かん なぞ と
児童館謎解き
ウォークラリー
キク・ゲイツの
逆襲
スタンプカード

8月2日(月)~8月30日(月)
午前10時~午後5時

 本町じどうかん 042-383-1178	 南じどうかん 042-583-1177
 東井南じどうかん 042-383-9777	 緑じどうかん 042-383-8910

なまえ

児童館謎解きウォークラリー
~キク・ゲイツの逆襲~





上記事業とは別に、野外ならば少しはイベントらしい企画を出せるのではという考えで、中止になった夏の野外事業「わんぱく団」の代替え事業（規模はかなり違いますが）として、こちらは職員で考えた末、夏らしい企画にしようということで下記の事業を行いました。

当所8月末に実施予定で、すでに公募で多くの申し込みがありましたが、緊急事態宣言延長のために一旦中止としました。

10月に公募をやり直す形で行いました。

3 恐怖探偵団 くじら山の七不思議を解きあかせ！

(1) 日時 令和3年10月16日（土）午後6時から8時まで

(2) 内容 参加者に怪談話を聞かせた後、野外のコースを辿る肝試し。職員とボランティア扮する妖怪やお化けを登場させ、子どもたちを驚かせた。

(3) 場 所 都立武蔵野公園くじら山周辺

(4) 参加人数 小学校2年生から中学生まで 各部10人ずつ 計40人

(5) 特 記

時間と会場の密を考え、計40人の枠とした。中止とした8月については、申し込みは先着順としたが、100名以上の申し込みがあったので2回目は抽選とした。時期的に10月の肝試しは季節外れとの危惧があったが、前回以上の申し込みがあったことも、先のオンライン事業との違いが表れた結果になった。

また、今後もこのような行事を行ってくださることを期待したい、というような保護者の意見も多くあった。



今後の方向性について

日々の館内の感染防止を交えての遊びの保証も重要だが、多くの子どもたちが関われるイベントについての重要性を再認識する結果になりました。

コロナ禍の今後については未だ予想がつかない状況ですが、できることだけやるのではなく、どうやったらできるだろうを職員がもう一度考えることが重要ということで、今年度末にもう一度市内の子どもたちを集めてのイベントを四館合同で実施する予定です。

令和3年9月15日

小金井市子どもの居場所づくりの推進に関する指針

小金井市子ども・子育て会議条例第8条の規定に基づき、小金井市子ども・子育て会議の委員で構成する子どもの居場所部会が設置され、令和2年10月21日から令和3年7月16日までの間、計7回にわたり、子どもの居場所のあり方について議論されました。

本指針は令和3年8月9日付けで小金井市子ども・子育て会議会長から小金井市長宛てに子どもの居場所部会審議内容についての報告を受け、本市として、その審議内容を尊重して定めるものです。

1 はじめに

子どもの権利の保障に資するため、すべての子どもに居場所があることを目指し、家庭、地域、教育機関、市が一体となり、取り組んで行くための指針を示します。

2 子どもの居場所とは

子どもの居場所とは、子どもが「居たい」、「居られる」、「また行きたい」と感じる場所です。あえてつくる場所のみではなく、本来は子どもが居る場所はどこでも子どもの居場所です。

あらゆる年代の個性豊かな子どもそれぞれにとって、その誰もが安らげられるような居場所が見つけられるように多種多様な居場所が必要です。

そして、予約や事前登録が不要で、無償で利用できる居場所が、子どもの徒歩圏にあること、同時にその情報が子どもと保護者に届くよう努める必要があります。

3 大切な視点

(1) すべての子どもに居場所があること

子どもは様々です。どの子にも、どこかに居心地がよい場所があることが必要です。例えば、学校の居心地が悪い子は、その他に安心して過ごせる居心地のよい場所を見つえられるように多様な居場所が必要です。

(2) 安全安心であること

ア 子どもが安全に過ごす場所があることが保護者の安心です。ただし、子どもの年代等により必要な安全の内容は変わります。大人が常時一緒にいなくても、目の端でそっと見守る、子どもが助けを求めれば対応してくれる人がいる、というような子どもが安心できる居場所が必要です。

イ 子どもが暮らすまちは、生活圏自体が安全であることも必要です。往復の経路も安全であるべきです。

(3) 子どもの意見を大切にできる場所であること

ア 子どもの居場所は、子どもが普段以上に自由に意見が言えること、また、大人は子どもの意見に積極的に耳を傾ける場づくりが求められます。

イ 子どもは、自分の意見をきちんと言える子ばかりではありません。子どもが聞いてほしいことを気軽に話し、相談できることが大切です。子どもの言葉に積極的に耳を傾ける大人がいて、それができる機会を提供できるような居場所が必要です。

(4) 実現可能で持続可能であること

子どもの居場所は、時代や社会情勢によって、求められることが変わります。時代とともに移り変わるニーズに応え続けられるように、子どもを取り巻く環境そのものを「子どもの居場所」と捉え、地域社会の理解や協力を得ながら、家庭、地域、教育機関、市が一体となり、実現し持続していくことが重要です。

4 今後の取組

(1) 子どもが暮らすまちは、安全であること

子どもを見守る地域づくりに引き続き取り組みます。

事故が起きにくいようなまちづくりや、道路環境整備に努めます。

(2) 子どもの居場所づくりや運営に対して支援すること

市の既存制度の見直しや助成制度等の拡充を含め、子どもの居場所づくりや運営に対する支援の充実に努めます。

他機関の助成制度や他自治体での取組等についての情報共有にも努めます。

施設・場所の確保についても支援に努めます。

(3) 子どもの居場所に関する中間支援体制を充実すること

子どもの居場所に対する子どものニーズを把握しながら、居場所に係わっている人、これからやりたい人、支援したい人が情報交換し、つながりあうことができるような中間支援体制（※）の充実に努めます。

(4) 子どもの居場所の周知に協力すること

子どもが気軽に居場所の情報やその特色を知ることができるように努めます。

子どもも保護者もそれぞれの求める居場所を探すことができるように努めます。

※ 中間支援体制

本指針中、中間支援体制とは地域の行政や金融機関、NPO、企業等の地域の多様な主体がお互いのメリットを生かすとともに、互いの不足要素を補い合いながら協力・連携し、安定して継続的に「地域づくり活動」を支援するような体制を言います。

小金井市の児童館の遍歴

年 月	主な取組内容	区分	年代ごとの特徴	児童館 1館1月当たりの平 均利用者数	18歳まで の人口	学童 平均/ 所
昭和41年 5月	本市初の児童館開設(本町)	初期 (S49 ~S62) 手さぐり	<p>「手探りの試行錯誤期」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童館開設に市民の関心が高く、多くの寄贈や寄附があった。 ・児童館では幼児グループ活動(母子同伴による保護者主体の通年活動)に力を入れ、主に利用児童の母親をメインとした地域ボランティアの育成に注力した。 ・「母親クラブ」と呼ばれる保護者サークルが多数活動しており、絵本の読み聞かせやわんぱく号事業の協働などが行われる。 ・当初は平日休館で土日開館していたが、日曜ニーズが少なかったため、現在の開館曜日に。 	S42 959人		30~ 53人 /所
昭和49年 2月	移動児童館「わんぱく号」			S43 1162人		
昭和51年 8月	わんぱく団			S44 936人		
				S45 1181人		
昭和62年 5月	4館目の児童館開設(緑)	S46 1270人				
		S47 1408人				
		S48 1648人				
		S49 1565人				
		S50 1537人				
		S51 1521人				
		S52 1725人				
		S53 1642人				
		S54 1524人				
		S55 1754人				
		S56 1599人				
		S57 1885人				
S58 1885人						
S59 2030人						
S60 2173人						
S61 2052人						
S62 1863人						
S63 1960人						
H2 2005人						
H3 1853人						
H4 1847人						
H5 1721人						
H6 1748人						

年 月	主な取組内容	区分	年代ごとの特徴	児童館 1館1月当たりの平 均利用者数	18歳まで の人口	学童 平均/ 所
平成7年	乳幼児のつどい（4館）	中期 (H1～ H12)	「児童館の定着」 ・現在の児童館事業の年間活動の原型が定着（乳幼児ひろば→ 幼児グループ→小学生グループ・行事→中高生ボランティアと して、0から18歳になるまで長く関わる） ・社会ニーズの変化（0～2歳の乳幼児・週休2日制に向けた 学校時間変化）	H7 1861人 H8 2027人 H9 1958人 H10 1865人 H11 1829人 H12 1977人		58人
平成14年	夜間開館試行（貫井）	拡充期 (H13 ～H24)	「ニーズ拡大に向けた模索期」 ・開館時間延長や夜間開館事業の段階的試行 ・委託によるサービス向上検証 ・	H13 1779人 H14 1870人 H15 1947人 H16 1504人 H17 1931人 H18 2038人 H19 1998人 H20 2111人	H15 17,590人 H20 17,202人	68人
平成18年	・子育てひろば拡充（学童） ・開館時間延長（4～7月） ・夜間開館（貫井・東）			H21 2132人 H22 2195人 H23 2073人 H24 2111人 H25 2238人 H26 2306人 H27 2129人 H28 2184人 H29 2162人 H30 2068人 R1 1776人 R2 1296人		
平成25年	・父親参画事業（東）	成熟期 (H25 ～R1)	・女性の社会進出により保育ニーズが急増。 ・この結果、児童館利用が幼児期～小学低学年期に分断され、 18年間の継続的な関りが困難になる。 ・また、従前のような保護者による地域ボランティア活動は減 少。 ・放課後子ども教室やプレーパーク事業など、小学生の居場所 は増加。	H25 2238人 H26 2306人 H27 2129人 H28 2184人 H29 2162人 H30 2068人 R1 1776人 R2 1296人	H25 17,856人 H30 18,438人	100 人
平成27年	・学童ひろば分離					
令和2年 4～5月	コロナ拡大による休館	コ ロ ナ 期	・休館や事業縮小・中止による利用者との関りの減少。（特に ボランティア） ・他の居場所閉鎖による自由来館ニーズの増加		R3 19,169人	132 人

児童館…児童福祉法第40条に規定される「児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童厚生施設」